

# 市は一刻もはやく 誠意ある返答を！

10月18日、船橋市学童保育連絡協議会は、市長に緊急要望書を提出しました。  
指導員の採用と労働条件については協議が充分行われておらず、「放課後児童指導員」の募集要綱が、まもなく発表される状況の中で、この問題にしばった現時点での要望です。

## 学童保育指導員の採用と労働条件に関する緊急要望書（要旨）

- 「非常勤一般職」ではなく、「常勤職員」に  
「放課後児童指導員」は市の受験資格に「幼稚園及び小・中学校の教員、保育士、社会福祉主事、児童厚生員のいずれかの免許又は資格を有する者」と定められているように、一定の専門性を有する職種です。  
「放課後児童指導員」は子どもの健康と安全、放課後（学校休業日は一日）の全生活に責任を持つ仕事であり、常勤職員とすることが必要ではないでしょうか。あらためて非常勤職員ではなく、常勤職員として配置をすること。
- 安定的に勤務できる労働条件の確保を  
学童保育指導員は、たゆまぬ研修と経験の蓄積を通じて、その力量を高めることが必要です。自立した社会生活が営める最低限の保障がなくては継続して働くことができず、知識や技術・経験が生かされません。「基本方針」が「放課後児童指導員」を非常勤一般職と位置づけているもとでも、現状を下回らない給与とすること。

☞裏面に続く



**船橋市学童保育指導員労働組合**

1999年10月25日

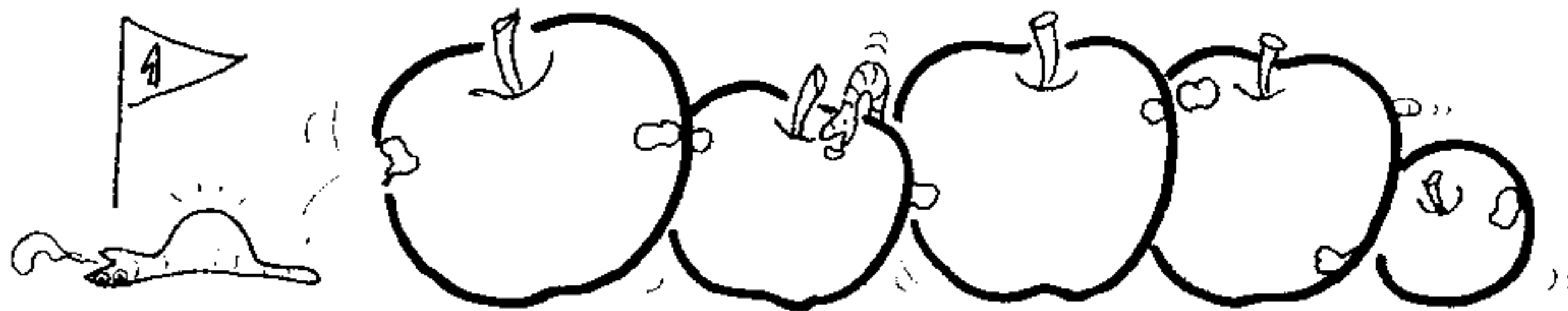
no.7

## 前ページより

- 「放課後児童指導員」は新しい規則の策定を
  - ① 5年有期雇用が撤廃されること
  - ② 週35時間の労働時間が保障されること
  - ③ 一日の所定内勤務時間・週35時間の労働時間を越えた場合でも、現「規則」でいう40時間超の割増報酬支給を、定められた週当たり勤務時間を越えた場合に割増報酬とすること。
  - ④ 報酬額は類似職種の勤務時間比例とし、経験給や年齢給が加算されること
  - ⑤ 長休時手当、期末手当を支給すること
  
- 学童保育指導員の採用について  
円滑な移行のために、当初の「別途選考」「不足分について一般より公募する」との方針に立ち返って、現指導員を採用すること。
  
- 放課後児童指導員の配置について  
定員40名に対して3人の指導員では、週休2日・有給休暇などをとった場合には、週4～5日が2人体制になります。  
子どもが生活する場は室内・室外とあり、事故・病気等に対応するためには、常時3名の指導員を配置すること。

この要望書への真剣な検討抜きに「放課後児童指導員」の募集を行なわないで欲しいと思います。時間が迫っていることは私たちも充分承知していますが、現指導員が希望を持って働けない労働条件や採用方法では事業の円滑な移行は望めません。

「放課後児童指導員」の募集の発表以前に、誠意ある返答を求めます。



**船橋市学童保育指導員労働組合**

1999年10月25日

No.7